

# 九州大学学生後援会会則

## 第1章 総 則

- 第1条** 本会は、九州大学学生後援会と称し、事務所を九州大学内におく。  
(所在地：福岡市西区大字元岡744)
- 第2条** 本会は、九州大学に在学する本学学生の学業及び課外活動を助成し、併せて会員相互の連帯感を強めることを目的とする。
- 第3条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。
- 一 学生の学業、課外活動への助成
  - 二 学生の進路指導に必要な助成
  - 三 九州大学と会員相互の連携を図るために必要な事業
  - 四 その他本会が必要と認めた事業

## 第2章 会員及び役員等

- 第4条** 本会の会員は、次のA、B、C、終身会員、名誉会員の各会員とする。
- A会員 本学学生の父母等
- B会員 本学の教職員
- C会員 本学の退職者、卒業者及び趣旨に賛同する者で会長が入会を認めた者
- 終身会員 本学の退職者及びA会員であった者
- 名誉会員 本会の功労者で、運営委員会の推薦により、理事会で決定された者
- 第5条** 本会に次の役員を置く。  
なお、役員は第4条に規定する会員の中から選出する。
- 一 会 長 1 人
  - 二 副 会 長 2 人
  - 三 理 事 若干人
  - 四 監 事 若干人
  - 五 評 議 員 若干人
- 第6条** 役員任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条** 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 3 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- 第8条** 理事は、本会の業務を掌理する。
- 2 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
  - 3 評議員は、本会の業務内容について協議する。
  - 4 理事、監事及び評議員は、第4条に規定する会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第9条** 本会は大学との連絡を密にするため、顧問若干人を置く。
- 2 顧問は、九州大学総長、役員等、各部局長、学生支援委員会副委員長、事務局長、部長、課長及び各部局事務(部)長等の中から理事会が必要と認めた者に会長が委嘱する。
- なお、顧問は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 第10条 本会の事務を処理するため、幹事若干人を置く。  
2 幹事は、九州大学学務部職員の中から選出し、理事会の承認を得た上で、会長が委嘱する。

### 第3章 会 議 等

- 第11条 本会の会議は総会、評議員会及び理事会とする。  
2 総会、評議員会及び理事会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 第12条 総会は、第4条に規定する会員の出席により年1回開催し、本会の運営方針について意見交換を行う。
- 第13条 評議員会は、年数回開催し、本会の運営等に関し必要な事項を協議する。
- 第14条 評議員会は半数以上の出席で成立する。  
2 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、出席できない場合は委任状をもってこれに代えるものとする。
- 第15条 理事会は、理事及び会長が必要と認めた者で構成し、年数回開催する。
- 第16条 総会及び評議員会を開き難い場合は、理事会がこれに代わるものとする。
- 第17条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。  
一 事業計画及び事業報告に関すること  
二 予算及び決算に関すること  
三 役員を選任に関すること  
四 総会、評議員会の議事に関すること  
五 その他本会の運営に関し必要と認められるもの
- 第18条 理事会は半数以上の出席で成立する。  
2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、出席できない場合は委任状をもってこれに代えることができる。
- 第19条 本会の事業に関する具体的事項を処理するため、理事会のもとに運営委員会を置く。  
2 運営委員会の構成等については別に定める。

### 第4章 会 計

- 第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれに充てる。
- 第21条 本会の会員の会費は次のとおりとする。なお、既納の会費は返還しない。  
A会員 一口15,000円を納入するものとする。  
B会員 1,000円を毎月納入するものとする。  
C会員 年会費5,000円以上随意を納入するものとする。  
終身会員 25,000円以上随意を納入するものとする。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 附 則

1. この会則は平成13年2月7日から実施する。
2. この会の発足時の理事は、この会の発起人の中から選出する。  
なお、発起人会は理事会の発足をもって解散する。
3. この会則施行後最初の会長、副会長、理事、監事は発足時の理事の中から選出する。
4. この会則施行後最初の評議員は、発起人の中から選出する。

附 則

この会則は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年10月1日から施行する。